

韓国知的財産ニュース 2020 年 11 月後期

(No. 427)

発行年月日：2020 年 12 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2105441）
- 1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2105442）
- 1-3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105443）
- 1-4 商標法の一部改正法律案（議案番号：2105444）
- 1-5 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2105455）
- 1-6 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105532）
- 1-7 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2105544）
- 1-8 特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第 2020-650 号）
- 1-9 特許における「臨時明細書」制度、産業界で活発に利用

関係機関の動き

- 2-1 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に署名、ASEAN などの 15 カ国で韓流便乗の根絶が期待できる！
- 2-2 特許庁、産業財産権機関診断を大幅に拡大する
- 2-3 韓国特許庁長、5 カ国の在外特許官とオンラインビデオ会議を開催
- 2-4 特許庁、京畿道・大韓弁理士会と中小企業の知的財産保護に向けた業務協約締結
- 2-5 「2020 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」を開催
- 2-6 特許庁、次世代英才起業家ネットワークの発足式を開催
- 2-7 産業の懸案問題を大学生が特許ビッグデータで解決する
- 2-8 第 3 回韓-ASEAN 特許庁長官会議を開催
- 2-9 韓・中特許分野における審判院長のビデオ会議を開催
- 2-10 全羅南道の未来成長、知的財産から探す

- 2-11 社会問題を解決する国民のアイデアが集まる
- 2-12 第8回日中韓ユーザーシンポジウムを開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 ヘラルド経済新聞（2020年11月25日付き1面・2面）記事に関する説明資料
- 3-2 特許庁、「知財権紛争対応センター」を11月27日に発足

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、「2020 D2B デザインフェア授賞式」を開催
- 4-2 流行りに乗ってデザイン登録も迅速に行います

その他一般

- 5-1 巻いたり開いたり、ローラーブルタッチスクリーン関連の特許出願が急増
- 5-2 新型コロナ危機にも韓国の国際特許出願（PCT）は歴代最高を記録中
- 5-3 環境にやさしいエネルギー保存倉庫、スーパーキャパシタの出願が活発
- 5-4 未来型認証技術の特許出願が増加
- 5-5 タイヤの磨耗によるPM2.5を特許技術で減らす
- 5-6 マレーシアにおける特許取得期間が4年から1年に短縮される

法律、制度関連

1-1 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2105441）

議案情報システム（2020.11.17.）

発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2105441）

議案番号：2105441

提案日：2020年11月17日

提案者：イ・ソヨン議員外10人

提案理由及び主要内容

訴訟中心である知的財産権紛争の解決には高費用と長時間がかかり、中小企業などに大きな負担となるため、審判で調停制度を活用するのが効果的であるが、現行の制度は不備な水準で期待に及ばない状況である。

審判段階で調停制度を利用すれば訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」無しで、当事者の申請に限って産業財産権紛争調停委員会の調停手続きが行われている。それ従って、資金力のない中小・ベンチャー企業が新たな紛争解決の手段を通じて、早期に紛争を解決できるように審判-調停連携制度を導入する必要がある。

そこで、審判長が必要であると認めて当事者が同意する場合、該当の審判合意体が調停部に直接参加できるようにする規定を新設しようとするものである（案第49条の3新設）。

参考事項

この法律案は、イ・ソヨン議員が代表で発議した「商標法の一部改正法律案」（議案番号第2105444号）、「デザイン保護法の一部改正法律案」（議案番号第2105442号）及び「特許法の一部改正法律案」（議案番号第2105443号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第49条3を次のように新設する。

- 第49条の3（審判-調停連携特例）①「特許法」第164条の2、「実用新案法」第33条、「デザイン保護法」第152条の2及び「商標法」第151条の2により、調停回付が決定された事件に対して両当事者は、それぞれ審判-調停連携申請書を調停部に提出しなければならない。この場合、調停期間等に関する事項は、第43条第3項を準用するが、同条第3項の「調停申請がある日」は、「委員会に回付された日」とみなす。
- ②第1項の規定により回付された事件として、該当の審判長が必要であると認めて当事者が同意する場合は、該当の審判合議体の全部又は一部が第42条の規定による調停部の一員になることができる。

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2105442）

議案番号：2105442

提案日：2020年11月17日

提案者：イ・ソヨン議員外11人

提案理由及び主要内容

訴訟中心である知的財産権紛争の解決には高費用と長時間がかかり、中小企業などに大きな負担となるため、審判で調停制度を活用するのが効果的であるが、現行の制度は不備な水準で期待に及ばない状況である。

審判段階で調停制度を利用すれば訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」無しで、当事者の申請に限って産業財産権紛争調停委員会の調停手続きが行われている。それに従って、資金力のない中小・ベンチャー企業が新たな紛争解決の手段を通じて、早期に紛争を解決できるように審判-調停連携制度を導入する必要がある。

そこで、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付できる根拠を設け（案第152条の2新設）、この場合審判事件の記録を調停委員会に回付できる根拠を設けようとするものである（案第207条第1項第1号の2新設）。

また、審判手続きにおいて主張・証拠の提出時期に制限がなく、審理が遅延される問題が頻繁に発生しているが、紛争期間が長期化すればするほど資金力のない中小・ベンチャー企業に不利になるため、新たな主張・証拠の提出時期を審判長が指定し、遅れて提出した証拠等は却下できる法的根拠も設けようとするものである（案第146条の2新設）。

参考事項

この法律案は、イ・ソヨン議員が代表で発議した「発明振興法の一部改正法律案」（議案番号第2105441号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第146条の2を次のように新設する。

第146条の2（適時提出主義） 審判手続きでの主張・証拠提出に関しては、「民事訴訟法」第146条、第147条及び第149条を準用する。

第152条の2を次のように新設する。

第152条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付） ① 審判事件を合理的に解決するために必要であると認められた場合、審判長は当事者の同意を得て、該当審判事件の手続を中止し、決定により該当事件を産業財産権紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に回付することができる。

② 審判長は第1項により調停委員会に回付した際には当該審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③ 審判長は、調停委員会の調停手続きが終了されると第1項による中止決定を取り消し、調停が成立した場合には該当審判事件が取り下げられたものとみなす。

第207条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第152条の2第2項に基づく調停をするためにデザイン登録出願・審査・デザイン一部審査登録の異議申請・審判・再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105443）

議案情報システム（2020.11.17.）

特許法の一部改正法律案（議案番号：2105443）

議案番号：2105443

提案日：2020年11月17日

提案者：イ・ソヨン議員外11人

提案理由及び主要内容

訴訟中心である知的財産権紛争の解決には高費用と長時間がかかり、中小企業などに大きな負担となるため、審判で調停制度を活用するのが効果的であるが、現行の制度は不備な水準で期待に及ばない状況である。

審判段階で調停制度を利用すれば訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」無しで、当事者の申請に限って産業財産権紛争調停委員会の調停手続きが行われている。それに従って、資金力のない中小・ベンチャー企業が新たな紛争解決の手段を通じて、早期に紛争を解決できるように審判-調停連携制度を導入する必要がある。

そこで、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付できる根拠を設け（案第164条の2新設）、この場合審判事件の記録を調停委員会に回付できる根拠を設けようとするものである（案第217条第1項第1号の2新設）。

また、審判手続きにおいて主張・証拠の提出時期に制限がなく、審理が遅延される問題が頻繁に発生しているが、紛争期間が長期化すればするほど資金力のない中小・ベンチャー企業に不利になるため、新たな主張・証拠の提出時期を審判長が指定し、遅れて提出した証拠等は却下できる法的根拠も設けようとするものである（案第158条の2新設）。

参考事項

この法律案は、イ・ソヨン議員が代表で発議した「発明振興法の一部改正法律案」（議案番号第2105441号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第158条の2を次のように新設する。

第158条の2（適時提出主義）審判手続きでの主張・証拠提出に関しては、「民事訴訟法」第146条、第147条及び第149条を準用する。

第164条の2を次のように新設する。

第164条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付）①審判事件を合理的に解決するために必要であると認められた場合、審判長は当事者の同意を得て、該当審判事件の手続を中止し、決定により該当事件を産業財産権紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に回付することができる。

②審判長は第1項により調停委員会に回付した際には当該審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③審判長は、調停委員会の調停手続きが終了されると第1項による中止決定を取り消し、調停が成立した場合には該当審判事件が取り下げられたものとみなす。

第217条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第164条の2第2項に基づく調停をするために特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類や特許原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（他法律の改正） 実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条のうち、「第154条から第166条まで」を「第154条から第158条まで、第158条の2、第159条から第164条まで、第164条の2、第165条、第166条」とする。

1－4 商標法の一部改正法律案（議案番号：2105444）

議案情報システム（2020.11.17.）

商標法の一部改正法律案（議案番号：2105444）

議案番号：2105444

提案日：2020年11月17日

提案者：イ・ソヨン議員外11人

提案理由及び主要内容

訴訟中心である知的財産権紛争の解決には高費用と長時間がかかり、中小企業などに大きな負担となるため、審判で調停制度を活用するのが効果的であるが、現行の制度は不備な水準で期待に及ばない状況である。

審判段階で調停制度を利用すれば訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」無しで、当事者の申請に限って産業財産権紛争調停委員会の調停手続きが行われている。それに従って、資金力のない中小・ベンチャー企業が新たな紛争解決の手段を通じて、早期に紛争を解決できるように審判-調停連携制度を導入する必要がある。

そこで、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付できる根拠を設け（案第151条の2新設）、この場合審判事件の記録を調停委員会に回付できる根拠を設けようとするものである（案第216条第1項第1号の2新設）。

また、審判手続きにおいて主張・証拠の提出時期に制限がなく、審理が遅延される問題が頻繁に発生しているが、紛争期間が長期化すればするほど資金力のない中小・ベンチャー企業に不利になるため、新たな主張・証拠の提出時期を審判長が指定し、遅れて提出した

証拠等は却下できる法的根拠も設けようとするものである（案第145条の2新設）。

参考事項

この法律案は、イ・ソヨン議員が代表で発議した「発明振興法の一部改正法律案」（議案番号第2105441号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第145条の2を次のように新設する。

第145条の2（適時提出主義） 審判手続きでの主張・証拠提出に関しては、「民事訴訟法」第146条、第147条及び第149条を準用する。

第151条の2を次のように新設する。

第151条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付） ①審判事件を合理的に解決するために必要であると認められた場合、審判長は当事者の同意を得て、該当審判事件の手続を中止し、決定により該当事件を産業財産権紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に回付することができる。

②審判長は第1項により調停委員会に回付した際には当該審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③審判長は、調停委員会の調停手続きが終了されると第1項による中止決定を取り消し、調停が成立した場合には該当審判事件が取り下げられたものとみなす。

第216条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第151条の2第2項に基づく調停をするために商標登録出願、審査、異議申請、審判又は再審に関する書類や商標原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2105455）

議案番号：2105455

提案日：2020年11月18日

提案者：ユン・ヨンソク議員外9人

提案理由及び主要内容

特許庁の特許審判院は、特許・商標・デザインに関する行政審判を全て担当しているが、デザイン審判は、特許・商標審判とは異なる審判手続きで運営されており、国民に混乱と不便を与える可能性がある。

第一に、特許・商標審査官による補正却下の決定、拒絶決定に対して国民が不服するための審判の請求期間延長は、特許庁が担当しているが、デザイン審査官による補正却下の決定、拒絶決定等に対する不服審判の請求期間延長は、特許審判院が担当しているため、混乱を招く可能性があり、これらを特許庁に統一する必要がある（案第17条第1項）。

第二に、特許・商標審判において、審判請求書の他、申請書等に法定要件の欠陥がある場合、審判長は該当の申請書等を却下決定することができるが、デザインは、審判請求書のみ却下決定することができるようになっており、デザイン審判でも申請書等を却下決定できるように手続を統一する必要がある（案第128条第2項）。

特許・商標デザイン審判の手続きを統一することにより、国民の立場からの不便が解消されると期待される。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第17条第1項の本文のうち、「特許庁長又は特許審判院長」を「特許庁長」とする。

第128条の題目「(審判請求の却下等)」を「(審判請求書等の却下等)」とし、同条第2項のうち、「しなければ、決定で審判請求を」を「しないか、又は補正した事項が第126条第2項又は第127条第2項を違反した場合には、審判請求書又は該当手続きと関連する請求等を決定で」とする。

附 則

この法律は、公布日から施行する。

1-6 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105532）

議案情報システム（2020.11.19.）

特許法の一部改正法律案（議案番号：2105532）

議案番号：2105532

提案日：2020年11月19日

提案者：ユン・ヨンソク議員外11人

提案理由及び主要内容

第四次産業革命時代において、特許など知的財産権の重要性は日増しに高まっており、特許庁の厳格な審査過程を経た特許を信頼できるようになることで、それに対する金融と投資が活性化され事業化、ベンチャー創業、技術イノベーションなどにつながる、イノベーション成長を基盤とする生態系造りができるようになる。

しかし現在の韓国における特許無効審判の引用率は、40～50%台で日本、米国などの主要国に比べて高いのが実情であるため、特許の信頼性を向上させるためには、審査段階の充実性向上とともに特許無効審判における証拠調査の強化、口頭審理の拡大、審判人材の拡充などにより、審判官がより充実に審理することができる基盤を整える必要がある。

ところが、韓国における審判官1人当たりの処理件数は、外国に比べて過剰であり、法院と他の行政審判機関も法官と審判官を支援するために調査官、裁判研究員などの支援人材を運営しているため、特許審判院にも審判官を支援して審判事件に対する調査・研究業務を遂行する支援人材を置くことで、特許無効審判などをより充実に審理して特許信頼性を向上する必要がある。

そこで特許審判院に審判支援人材を置くように根拠規定を設けようとするものである（案第132条の16第3項新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第132条の16第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③特許審判院に第1項による調査・研究とその他の事務を担当する人材を置くことができる。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 7 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2105544)

議案情報システム (2020.11.19.)

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2105544)

議案番号：2105544

提案日：2020年11月19日

提案者：ファン・ウンハ議員外9人

提案理由

現行法は、国内外の市場に占める技術・経済的価値が高いか、あるいは関連産業の成長潜在力が高いため、海外に流出される場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を及ぼす恐れがある技術を国家革新技術に指定して管理している。

しかし、国家核心技術を保有していても対象機関が国家核心技術の判定を進行しないか、又は意図的に回避する場合、それを国家核心技術として判定できるようにする制度が不在な状況である。

また、産業技術の重要性が高まっているにも関わらず、総合計画の樹立及び実態調査、処罰規定等において、まだ不十分な部分があり、それに対する改善が求められており、産業技術保護委員会を国務総理所属にしてその役割をより強化する必要がある。

主要内容

イ. 総合計画を3年毎に樹立するようにする (案第5条)。

ロ. 産業技術保護委員会を国務総理所属に規定する (案第7条)。

ハ. 産業通商資源部長官が対象機関において該当機関が保有している技術が国家核心技術に該当するかに対する判定を申請するように勧告できる根拠規定を設ける (案第9条の2新設)。

ニ. 実態調査の周期を2年毎に行うように規定する (案第17条)。

ホ. 秘密保持の義務を対象機関の契約等により、産業技術に対する秘密保持義務がある者に拡大する (案第34条)。

へ. 国家核心技術を外国で使用するか、又は使用させる目的で流出した場合、無期懲役あるいは10年以上の有期懲役に処することにする（案第36条）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第5条第1項のうち、「樹立」を「3年毎に樹立」とする。

第7条第1項各号以外の部分のうち、「産業通商資源部長官」を「国務総理」にし、同条第3項各号以外の部分のうち、「産業通商資源部長官が」を「国務総理が」とし、同項第1号のうち、「次官・次長又はそれに相当する公務員のうち」を「長として」とし、同条第4項のうち、「産業通商資源部所属の公務員の中から委員長が指名する者が」を「産業通商資源部長官が」とする。

第9条第6項を削除する。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の2を次のように新設する。

第9条の2（国家核心技術に対する該当可否の判定等）①対象機関は、当該機関の保有している技術が国家核心技術に該当するかに対する判定を産業通商資源部長官に申請することができる。

②産業通商資源部長官は、次の各号に該当する場合であり、国家核心技術の保護及び管理のために必要であると認める場合には、対象機関において該当機関が保有している技術が国家核心技術に該当するかに対する判定を申請するように勧告することができる。

1. 対象機関が国家核心技術に関する国家研究開発事業を遂行しているか、完了した場合
2. 産業通商資源部長官が第15条第2項による産業技術の流出及び侵害行為の認知又は第17条による産業技術保護のための実態調査等、その他の大統領令で定める事項を通じて対象機関が国家核心技術を保有していると判断する場合

③対象機関の長は、保有している国家核心技術が第9条第3項により、変更又は指定から解除されるか、又は第3者に売却、譲渡、移転等を通じて国家核心技術に対する所有権の変更が発生する場合、大統領令で定めることにより産業通商資源部長官に報告しなければならない。

④第1項及び第2項による判定申請の手続きと第3項による変更申告の内容及び手続き等に必要な事項は、大統領令で定める。

第11条第1項のうち、「等の方法で」を「等、大統領令で定める」に、「する）しようと」を「する）をしようと」とする。

第17条第1項のうち、「必要な場合」を「産業技術の保護のために」に、「実施することができる」を「2年毎に実施しなければならない」とする。

第34条第1号のうち「含む)」を「含む) 及び対象機関の契約等により、産業技術に対する秘密保持義務がある者」とする。

第36条第1項の前段のうち、「3年」を「無期懲役又は10年」とする。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-8 特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令(案)立法予告(産業通商資源部公告第2020-650号)

電子官報(2020.11.23.)

産業通商資源部公告第2020-650号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前にお知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2020年11月23日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁に置く評価対象の定員のうち、特許審査業務の16人と商標・デザイン審査業務の12人を、これまでの評価結果に基づいて評価対象から除外し、総額人件費制を利用して自律的に増員することができる定員の限度を総定員の5%から7%に引き上げる内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正(大統領令第0000号、2020年0月00日公布・施行)されることにより、変更される事項を反映する。一方、特許庁の所属機関に総額人件費制を活用して増員した定員2人(9級2人)のうち1人(9級1人)を縮小し、縮小された人員を除いた1人(9級1人)の存続期限を2020年12月31日から2022年12月31日までに2年延長し、組織運営の効率性を高めるために産業財産政策局の下部組織の分掌事務を一部調整し、人材運営の弾力性を高めるために特許庁の時間選択制採用公務員の定員を全日制公務員の定員に統合する等、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完するためのものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関・団体又は個人は、2020年12月7日までに統合立法システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて、オンラインで意見を提出するか、又は次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見（反対の際、理由明示）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

○（郵便番号：35208）

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電話：042-481-8617、FAX：042-472-3504

電子メール：aza00@korea.kr

3. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計-法令及び条約-立法予告」を参照するか、又は特許庁の革新行政担当官室（電話：042-481-8617、FAX：042-472-3504）にお問い合わせください。

1-9 特許における「臨時明細書」制度、産業界で活発に利用

韓国特許庁（2020.11.24.）

研究開発後に論文、研究ノートなどをそのまま提出し、特許出願日の迅速な確保に利用

特許出願をする際に「臨時明細書」を提出できる制度が2020年初に施行されて以来、企業側はそれを活発に利用していることが分かった。

「臨時明細書」とは、特許を受けるために技術内容を記載した書類である明細書を決まった出願書式に従わず、研究開発した後の論文や研究ノートなどの自由形式で作成して提出するものをいう。

[臨時明細書を2020年3月30日から施行]

- ・臨時明細書制度を施行する前には、特許出願の際に明細書を規定された書式に沿って提出しなければならなかったため、論文などの研究結果を明細書の形式に従って再作成することに時間がかかり、迅速な出願が難しいという意見が多かった。
- 標準技術の特許確保が重要である電子・通信技術業界では、国際標準化会議が行われる途中に、リアルタイムで特許を出願するなど、迅速な出願戦略が必要であるにも関わらず、明細書作成に力を入れなければならず、非常に苦勞していた。
- 特許庁は3月30日に特許法・実用新案法の施行規則を改正し、特許および実用新案を出願する際に、臨時明細書を提出することができるよう制度を策定した。

韓国特許庁によると、制度を施行した後、2020年10月まで臨時明細書を提出した特許・実用新案の出願件数は計2,534件で、月平均で360件が提出されていることが分かった。

特に臨時明細書を多く利用している技術分野は、電気通信技術（21%）、電算・データ処理技術（14%）、医療技術（9%）など、新技術が多く出現する分野であり、出願人の類型別では大企業（39%）が中堅・中小企業（30%）および個人（20%）に比べて、より活発に利用している。

2020年1月から9月まで出願された全体の特許・実用新案（15万8,725件）の中で、中堅・中小企業の出願（24%）および個人の出願（21%）が大企業の出願（17%）より多いことに比べると、大企業が臨時明細書を積極的に利用していると解釈できる。

大企業の場合、外国語の技術資料をそのまま提出する目的で臨時明細書を主に利用していると見て取れる。

特許庁によると、大企業が提出した臨時明細書（979件）のうち、外国語の臨時明細書は53%（514件）を占めている。

韓国は、2015年から特許出願の際に外国語で作成された明細書も提出できるようにしているが、臨時明細書制度を活用すれば、外国語で作成された発表資料や論文もそのまま提出することができるため、R&Dの割合が高い企業や研究所などで、簡単に特許出願できるメリットがある。

特許庁の特許審査企画局長は、「速度の経済を強調するデジタル社会では、わずかな速度差が結果に大きな影響を与える。特許の場合、出願前に同じ技術が他の人により公開されると、特許を受けることができなくなるため、特許出願を先にするのが何より重要である

が、韓国企業が外国企業に比べて最大限速やかに特許を出願するために臨時明細書制度が役に立つと判断している」とし、「特許庁は今後もイノベーション企業の発明を迅速に権利化できる政策を確立し、新技術の保護に乗り出す」と述べた。

関係機関の動き

2-1 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に署名、ASEAN などの 15 カ国で韓流便乗の根絶が期待できる！

韓国特許庁（2020. 11. 16.）

・韓国製ではない製品に韓国国名を使用、原産地を誤認・混同させる行為の禁止→韓流に便乗する企業の営業活動を制限する。

・現地の商標ブローカーなどによる韓国企業商標の悪意的な出願に対する拒絶や登録の取消→商標の盗用被害を予防する。

韓国、ASEAN の 10 カ国、オーストラリア、日本、中国、ニュージーランドの 15 カ国が第 4 回東アジア地域包括的経済連携（RCEP）首脳会議（2020 年 11 月 15 日）で、RCEP に署名（注 1）した。これにより、世界 GDP の 30%（26 兆 3,000 億ドル）、世界人口の 30%（22 億 6,000 万人）、世界貿易規模の 28.7%（5 兆 4,000 億ドル）に相当する巨大市場に韓国企業の特許・商標・デザインを保護する知財権の保護基盤が設けられる。

ASEAN 市場は韓国からの輸出割合が高い市場（注 2）で、韓国企業にとって非常に重要である。今回の RCEP 署名により、具体的な知的財産権の条項が ASEAN 市場に適用されれば、その地域に進出しているか、または進出する予定である韓国企業の知財権を効果的に保護できるようになると見込んでいる。

韓国と ASEAN 間の FTA は、2007 年に発効された。しかし、同協定は、知財権分野の情報および経験の共有、知財権保護に対する意識向上などを宣言的に規定しているだけで、韓国企業の知財権を効果的に保護するには限界があった。

今回の RCEP では商標、特許、デザインなどの分野別に計 83 個の条項が具体的に規定されることで、ASEAN 地域での知財権保護が一層強化されると予想される。

【韓-ASEAN FTAとRCEPの知財権条項比較】

韓-ASEAN FTA	RCEP
1 条項	83 条項
協力義務の付与、情報共有などの協力分野	商標（10）、特許（12）、デザイン（4）、不正競争防止（4）、地理的表示（7）、執行（18）、一般保護規定（9）、著作権（9）、植物新品種（1）、その他（9）

主な内容は次のとおりである。

□（商標分野）現地で韓国企業の商標を先取りするのが目的である商標ブローカーなどの悪意的な出願を拒絶するか、または登録を取り消すことが可能になる。それにより、韓国企業の商標が盗用される事例は大きく減少すると期待される。

出願を電子的な方法で受け付けて処理できるシステムと大衆が出願・登録情報を検索・活用できるデータベースを構築する義務も付与された。

また、商標出願・登録を世界知的所有権機関（WIPO）の分類システムに基づいて処理するように義務付けることで、韓国企業が ASEAN などの現地で国際分類システムを利用して簡単に商標を出願し、関連情報を容易に検索できる環境が整えられた。

□（不正競争分野）韓国製品でないにもかかわらず、韓国の国名を使用して原産地を誤認・混同させる行為が禁止される。それにより、これまで ASEAN などで問題視されてきた韓流に便乗する企業の営業活動が大きく制限されると期待している。

現地で他人の商標と同一・類似のドメインを第3者が先取りした場合、それに対する適切な救済手段を設ける義務が与えられた。

□（特許分野）特許出願後に 18 ヶ月が経過すると、該当の特許出願を大衆に公開しなければならない。これにより、同制度を導入していない一部の ASEAN 諸国に韓国企業が特許出願した場合には、公開されないか、または公開時点が一一定ではないという理由で第3者の類似特許が出願・登録された事例が大きく減る見込みである。

特許出願・登録を世界知的所有権機関の分類システムに基づいて処理するために努力しなければならないという義務が付与されることで、今後、同分類システムが ASEAN に導入できる基盤が構築された。

□（デザイン分野）物品を構成する各部分についても、デザイン権に出願・登録することができる制度（部分デザイン）を導入できる根拠が規定された。

デザイン出願・登録を世界知的所有権機関の分類システムに基づいて処理するために、努力しなければならないという義務が付与されることで、今後、同分類システムが ASEAN に導入できる基盤が構築された。

RCEP の署名により、各条項が 2021 年から各国家別の国会批准と発効（注 3）手続きを経た後に、本格的に施行される予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の RCEP 署名を通じて韓国企業が活発に進出している、ASEAN 市場に韓国と同じような知財権システムを構築するための一歩を踏み出すことができた」とし「今後、特許庁は、両国・多国間協力により韓国企業が必要とする RCEP 条項が ASEAN などです速施行されるように積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

注 1 第 4 回 RCEP 首脳会議の直後に署名式を実施

注 2 2018 年基準企業特性別の貿易統計（出所：統計庁、関税庁）

注 3 ASEAN 10 カ国、非 ASEAN 5 カ国の中 3 カ国が国内での批准手続きを置けてから、事務局に批准書を寄託する場合、60 日後に発効（非批准国は未発効）

2-2 特許庁、産業財産権機関診断を大幅に拡大する

韓国特許庁（2020.11.16.）

11 月 17 日から 30 日まで、産業財産権診断機関の指定申請書を受け付ける

韓国特許庁は、企業、大学、公的研究所などの研究開発（R&D）に対する重複投資を防止し、優秀な特許創出を支援するために、特許調査・分析の専門機関である産業財産権診断機関を拡大指定することにし、11 月 17 日から 30 日までに産業財産権診断機関を募集すると発表した。

これまで「国家研究開発事業の管理等に関する規定」などで国家研究開発事業の特許調査・分析が制度化されてきており、2019年の日本による対韓輸出規制をきっかけに民間の方でも特許調査・分析に対する関心が高まってきた。

このように、研究開発の過程で特許調査・分析を行うことに対する需要と関心が高くなり、一定の能力を備えた専門機関を指定して育成する必要性が提起されてきた。

産業財産権診断機関の指定を申請しようとする機関は、診断技術分野(※)別の専門人材、専用ワークスペースなどの施設・設備などに対するセキュリティシステムを備えて11月30日までに技術分野別の申請書を韓国特許戦略開発院に提出すればいい。

※電気・電子、機械・金属、化学・生命、情報通信の4つの技術分野

特許庁は申請書を提出した機関に対する診断技術分野別の書類審査、診断機関の指定要件に関する現場精査を経て、産業財産権診断機関を指定する審議委員会を通じて申請機関別に指定可否を審議し、2020年内に指定を完了する計画である。

産業財産権診断機関として指定された機関は産・学・研を対象に、特許などの産業財産権に対する動向調査と分析を実施し、研究開発戦略、優秀特許の創出戦略などを提供する業務をすることになる。

企業、大学、公的研究所などは研究開発を行う過程で研究開発の効率を向上させ、優秀な成果を出すために特許調査・分析が必要な場合、産業財産権診断機関を活用することができる。

また、中小企業のR&D効率性および競争力の強化を支援するために、中小企業は2021年1月から産業財産権診断機関を通じて、特許調査・分析で支出された費用の税額控除優遇(※)を受けることができる。

※「租税特例制限法施行令」の「別表6」研究・人材開発費の税額控除を適用する費用(2021年1月1日以降に発生する費用から適用)

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の産業財産権診断機関の指定を拡大することは、産・学・研の研究開発における効率性向上と民間の知識財産サービス市場の活性化に貢献できると期待している」とし、「中小企業が関連費用の税制優遇も受けることができるため、

特許調査・分析が必要な場合、産業財産権診断機関を積極的に活用して優秀な研究成果を創出するのに役に立つことを願っている」と明らかにした。

産業財産権機関診断の指定申請に関する詳細については、特許庁 (www.kipo.go.kr>告示/公告)、または韓国特許戦略開発院 (www.kista.re.kr>事業情報) で確認することができる。

2-3 韓国特許庁長、5カ国の在外特許官とオンラインビデオ会議を開催

韓国特許庁 (2020. 11. 19.)

デジタルシフトへの対応およびニューディール政策を支援するための 知財戦略について議論

韓国特許庁は最近、急変する通商環境とデジタルシフトという革新的な変化に備える対応策を模索するために、特許官 (※) 会議を 11 月 18 日 (水曜) 午後 2 時にオンラインビデオ会議で開催した。

※特許官：在外公館で知財権関連業務を担当し、現地に進出する韓国企業の隘路解消、駐在国政府との協議および市場動向の把握などの業務を行っている。

※※現在、米国・中国・日本・欧州連合・ジュネーブなど 5 カ国 6 公館に 6 人の特許官が派遣勤務をしている。

今回の会議では、米中知財紛争、RCEP 署名などの国際通商環境の変化による主要国との協力および対応策を点検し、海外に進出する韓国企業の知財権保護策などについて集中的に議論した。

特許庁は、デジタル経済へのシフトに備えるための韓国型デジタルニューディール政策を支援する知財戦略と課題を準備しており、今回の会議は、これらの準備過程の一環である。

それとともに今回の会議は、最近急変する環境の中で、海外に進出する韓国企業に、市場に対する理解度を向上させ、効果的な進出戦略を模索するための会議でもある。

11 月 18 日に特許庁局・課長と特許官が全員参加した会議では、(1) 米中の技術・貿易紛争、RCEP の現況と対応策、(2) 主要国のデジタルシフト政策動向および示唆点などについて発表や議論が行われた。

それにより、在外の特許官は駐在国だけでなく他の主要先進国におけるデジタル関連政策と特許庁が韓国国内で計画している知財戦略について理解を高めることができた。

特許庁長は、新型コロナの状況の中で、海外で活動している特許官を励ますとともに、現地の知財政策当局および利害関係者とのコミュニケーションを強化し、韓国企業の声を現地の政府により積極的に伝達できるように努力することを呼び掛けた。

11月19日には、大韓弁理士会、韓国知識財産協会（KINPA）、関心企業、一般人などを対象に、オンラインビデオ会議を個別で開催する予定である。

特許官6人の発表後に懇談会を行う予定であり、その際に輸出企業の対応と支援策に対する意見聴取も実施する予定である。

特許庁長は会議が終わった後に、「今後も特許官と韓国国内の産業界、学界など利害関係者の方々とのコミュニケーションを定例化し、現場の要望に対応し、国民が身近で感じることができる知財政策を速やかに推進していかなければならない」とコメントした。

2-4 特許庁、京畿道・大韓弁理士会と中小企業の知的財産保護に向けた業務協約締結 韓国特許庁（2020.11.19.）

中小企業の技術奪取および被害企業の迅速な救済を期待

韓国特許庁は京畿道、大韓弁理士会と11月19日（木曜）午後3時に京畿道庁で中小企業における技術奪取の根絶および知的財産の保護に向けた業務協約（MOU）を締結した。

今回の協約により、技術奪取・流出の被害企業について相談するために、大韓弁理士会が運営する京畿道技術保護デスク（※）と技術奪取を捜査する特許庁の知的財産特別司法警察（※※）の協力を強化し、被害を受けた中小企業を速やかに救済することにした。

※中小企業の技術奪取・流出被害に対する通報受付および対応策の相談（大韓弁理士会運営）

※※特許・デザイン・商標・営業秘密の侵害および不正競争行為（偽造商品、形態模倣）の捜査

業務協約の内容には、中小企業における技術奪取予防および被害救済、知的財産権の侵害予防および海外紛争対応の共同支援、知的財産を保護する文化の伝播、知的財産共済に加入するための協力などが含まれており、今後の実務協議を通じて協力策を具体化して実施する計画である。

京畿道は、2019年に17の市・道の中で中小企業の輸出規模1位（※）、特許とデザイン登録1位（※※）など、韓国経済の中核的な役割を果たしており、中小企業の技術保護を強化することにより、知的財産に基づくイノベーション成長をより加速化できると期待している。

※2019年、京畿道中小企業の輸出実績318億5,000万ドル(中小企業輸出全体の31.6%)、ソウル25.1%、釜山7.2%、慶南6.7% (中小ベンチャー企業部の発表資料)

※※2019年、京畿道は全体の登録特許のうち29.2%、登録デザインのうち32.3%を占めている。

今回の業務協約締結により特許庁は、これまでの知的財産創出と創業などの事業化支援分野（※）で締結していた京畿道との協力範囲を知的財産保護にまで拡大し、中小企業の技術保護を強化する計画である。

※特許庁は、京畿道などの自治体と一緒にグローバルIPスター企業の育成、中小企業のIPダイレクト支援、IPナレ（翼）（創業促進）などの事業を運営中（特許庁、自治体の予算投入）

一方、当日の行事では、技術流出の被害を経験した中小企業の代表が参加して被害事例と隘路事項を共有し、中小企業の技術を保護するために必要な政府の支援策について議論する場も設けられた。

特許庁長は、「特許庁は、損害賠償制度の改善、営業秘密保護の強化、特別司法警察の捜査範囲拡大など知的財産を保護する政策を強化している」とし、「中小企業の技術保護は、中央政府だけでなく、自治体の関心とサポートも必要である。今回京畿道との業務協力が自治体と保護の技術協力モデルを作るきっかけになると期待している」と述べた。

2020 年の発明記者に対する授賞および
「世界を変える時間、15分」と連携した講演を実施

韓国特許庁は11月20日(金曜)午後3時に、CBS スタジオにて「2020 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」をオンラインで開催すると明らかにした。

特許庁の青少年発明記者団は、発明および科学行事を直接体験・取材し、それに関する記事を作成する活動し、特許庁は現職記者との対話と教育、多様な発明体験プログラムなどを通じて記者団を支援している。

今回のフェスティバルは、2019年の1年間で数件の優秀記事を作成し、「今年の発明記者」に選定された11名の学生に対する授賞式と、CBSの番組である「世界を変える時間、15分」と連携した発明記者団の学生らの講演で企画された。

授賞式では、最高記者賞にクムホ中学の学生(国家知識財産委員長賞)と、ソニル女子高校の学生(教育部長官賞)が受賞する。

また、「世界を変える時間、15分」と連携した講演では、「考えが集まって未来を切り開く」というスローガンで、発明記者団の学生3名が創意的な体験ストーリーを講演する予定である。2020年は新型コロナウイルスの拡散により、学生たちの安全を考慮し、初めてオンラインで開催される。記者団の学生たちはZOOMとYouTubeで視聴することができる。

発明記者団でなくても誰でも特許庁のYouTubeチャンネルである知識財産ストーリーセンター(<https://www.youtube.com/ipstorycenter>)で、フェスティバルに参加することができる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「青少年発明記者団の日頃からの発明に対する関心と発明記事の作成により育てた創意的思考力が、第四次産業革命時代をリードする人材に成長できる基盤となることを確信する」と述べ、より多様なプログラムで発明記者団を支援していくことを明らかにした。

2-6 特許庁、次世代英才起業家ネットワークの発足式を開催

韓国特許庁 (2020. 11. 20.)

次世代英才起業家ネットワーク ACCEL、未来のイノベーションを加速する！

韓国特許庁は、「次世代英才起業家ネットワークの発足式」を11月20日（金曜）午前10時30分にGSタワーで開催すると発表した。

今回のイベントは、「知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業（※）」の修了生において、人的支持基盤作りに向けたネットワーク「ACCEL (Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders)」を公式に発足する場である。

※創造性と潜在力を持つ13～15歳の学生を選抜し、2年間の課程で特許、起業家精神、未来技術などを教え、MSのビル・ゲイツやGoogleのセルゲイ・ブリンのような知的財産基盤の企業家として育成する事業（2009年～）

2020年で1,000人以上の修了生を輩出した知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業は、初期の修了生が社会に進出することにより、人的支持基盤作りと創業生態系の拡散が必要であるという意見と、修了生自らの努力が反映されたネットワークの発足式は、時宜適切で有意義な場であったという評価を受けた。

知的財産基盤の次世代英才起業家過程を受講した修了生のネットワークである「ACCEL」は、革新的なアイデアで急激な時代の変化に対応できる知的財産に特化したグローバル人材ネットワークを構築するためにキャリア、学術交流、ネットワークの3つの分科組織を構成して企業家精神を育てられる、さまざまな活動を推進する計画である。

当日のイベントには、新型コロナウイルスの拡散を防止するために最小限の人数が発足式に参加し、それ以外はオンラインプラットフォームを活用したライブ放送に参加する。ここで修了生ネットワークの代表（1期）が修了生ネットワーク「ACCEL」のビジョンと推進計画を発表し、ネットワーク名称公募展の授賞式を行う予定である。

それとともに、発明コンテンツで創業したGeekbleの代表が創業ビジョンストーリーについて講演し、ACCEL組織委員会が直接企画したゲーミフィケーション（※）とオンラインゴールドデンベル（クイズゲーム）など、協力的なネットワークとコミュニケーションを通じて次世代英才起業家としての誇りを確認する時間を持つ予定である。

※ゲーム的思考法で非ゲーム分野の問題を解決する方法を探り出す教育とゲームを融合した方式

ここ 11 年間、特許庁が主催し、韓国発明振興会、KAIST・POSTECH と一緒に推進してきた、次世代英才起業家育成事業教育を受けた学生は、知的財産権の出願 3,731 件、スタートアップ創業 47 件、大韓民国人材像 37 人の受賞という実績を出しており、社会に進出して知的財産基盤の CEO として活動するなど、刮目すべき成果を上げている。

特許庁長は、「イーロンマスクは、いわゆる『ペイパルマフィア』という、シリコンバレー・スタートアップの主要ネットワークを活用して米国を代表する経営者に成長したように、「ACCEL」もその名の通り未来の変化を加速化する主要ネットワークに成長して韓国のイーロンマスクを育てられることを期待している」と述べた。

2-7 産業の懸案問題を大学生が特許ビッグデータで解決する

韓国特許庁 (2020. 11. 25.)

特許庁、2020 キャンパス特許ユニバーシアードの授賞式を開催
(11月26日、ロッテホテルソウル)、ソウル科学技術大学の学生が大統領賞を受賞

韓国特許庁は「2020 キャンパス特許ユニバーシアード (※)」の授賞式を 11 月 26 日 (木曜) 午後 5 時、ロッテホテルで開催する。

※企業・研究機関が懸案課題を出題し、学生らが問題について特許ビッグデータを分析・活用、創造的なアイデアを提供する大会

今回の授賞式では、「2020 年のキャンパス特許ユニバーシアード」で優れた成績を収めた学生に対する激励と優秀事例の発表などが行われる予定であり、新型コロナウイルスの拡散を防止するために、参加者を最小限にし、オンラインで生中継する方式で開催される。

新型コロナウイルスの状況にもかかわらず、前年より多くの企業や研究機関が後援機関として参加し、参加者数も大幅に増えた。

※ (2019) 59 大学で 1,798 人が参加、後援機関は 28 機関 → (2020) 78 大学で 3,585 人が参加、後援機関は 30 機関

2020年から、R&Dの方向と特許獲得戦略を策定する既存の「特許戦略部門」以外に、学生らが企業・研究所が保有する特許でビジネス戦略を策定する「発明事業化部門」も新たに追加された。

参加部門別には、特許戦略は1,303チーム(2,124人)、発明事業化759チーム(1,461人)が参加し、審査の結果、合計34大学で114チーム(313人)が受賞者に最終選定された。

大統領賞には、ソウル科学技術大学のホ・ソンウク、イム・ジェギョン、ヤン・ヨングァン学生(以下ホ・ソンウクチーム)が、国務総理賞には、崇実大学のジョ・ヒョンジュ、ジ・ウォン学生が選ばれた。

「CPUの上位賞受賞者名簿」

区分		発明事業化部門	特許戦略部門
大統領賞		ホ・ソンウク、イム・ジェギョン、ヤン・ヨングァン (ソウル科学技術大学)	
国務総理賞		チョ・ヒョンジュ、ジ・ウォン(崇実大学)	
科学技術情報通信部長官賞		カン・ミンジ、クォン・ハユン、イ・イエピン(漢陽大学エリカ)	パク・ジミン、ハン・テヒョン、ホン・サンギ(亜州大学)
産業通商資源部長官賞		イ・ジュヒョン、イムダソム(崇実大学)	イ・ギョンモク、パク・オヨウン、クォン・ガヨン(明智大学)
特許庁長賞		チョン・ソウン、イ・ジウン、オ・イエソル(誠信女子大学)	キム・イエスル、ハン・ヘス、イ・ミョンボク(漢陽大学エリカ)
韓国工学翰林院会長賞		チェ・ヨンファン、イ・ナヨン、シン・ミンエ(漢陽大学エリカ)	パク・ヘウォン、イ・ジョンユン、チャン・ソンエ(弘益大学)
指導教授賞	産業通商資源部長官賞	イ・ドンファン(ソウル科学技術大学)、ペ・ウォンギユ(崇実大学)	
	特許庁長賞	パク・ジョンファン(漢陽大学エリカ)、チェ・スンチョル(亜州大学)	
	韓国工学翰林院会長賞	チャ・ワンギユ(崇実)、イ・サンヒ(明智大)	
	韓国科学技術団体総連合会長賞	イ・イルグ(誠信女子大学)、チェ・ジュンミョン(漢陽大学エリカ)	

	韓国発明振興会長賞	アン・ジフン（漢陽大学エリカ）、ヤンフィソン（弘益大学）
	最多受賞大学賞	漢陽大学エリカ
	最多応募大学賞	漢陽大学エリカ

ソウル科学技術大学のホ・ソンウクチームは、韓国航空宇宙研究院の「ブロードバンドノイズ制御用クリーン吸音器技術」を都心の中の工事現場の騒音低減に活用する事業化戦略を提示し、最高賞の大統領賞を受賞した。彼らは、「ビジネス観点から技術について考えて見ることができて意味深く、大会を準備する毎瞬間が貴重な経験であった」と受賞の感想を述べた。

受賞者には最高 1,200 万ウォン、計 3 億ウォン余りの賞金と賞状が授与され、受賞後も「次世代知的財産リーダー（※）（YILP）」プログラムに参加し、体系的な知的財産教育を受ける機会が与えられる予定である。

※ CEO 講演、リーダーシップ・知的財産講座、地域ネットワーク、産業訪問、就業メンタリングなどを提供

特許庁長は、「新型コロナウイルスの拡散にもかかわらず、前年より多くの学生が参加し、知的財産に対する学生たちの熱い関心を感じることができた」とし、「これからも学生たちが特許ビッグデータの活用能力を備え、未来産業をリードする人材に成長するように最大限支援する」と述べた。

2-8 第3回韓-ASEAN 特許庁長官会議を開催

韓国特許庁（2020. 11. 25.）

韓-ASEAN の産業革新機構への参加と 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協力を強化する

韓国特許庁は、第3回韓-ASEAN 特許庁長官会議を 11 月 25 日午後 3 時に、オンラインビデオ会議で開催し、知的財産協力事業の現状と今後の計画について議論した。

韓-ASEAN 特許庁長官会議は 2018 年に第一回目が開催され、2019 年には韓-ASEAN 特別首脳会談を契機に、韓国で第2回特許庁長官会議を開催して「知的財産協力に関する共同宣言文（※）」を採択した。

※共同宣言文の主な内容：健康な知的財産生態系のための優れた特許創出に協力、知的財産の価値尊重と相互繁栄のための保護協力、知的財産経営の実現に向けた知的財産権活用の協力推進に合意

特許庁は2020年の会議で、韓-ASEANの産業革新機構を通じた知的財産協力プラットフォームの拡大を提案し、最近、東アジア地域包括的経済連携協定（※）協定によるASEAN知的財産権分野における政策対話も実施した。

※ RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) は、ASEAN10カ国と韓・中・日・オーストラリア・ニュージーランドなど15カ国が参加する多国間FTA

韓-ASEANは、共同研究開発(R&D)、技術移転・事業化などを効率的に実行するため、2021年に韓-ASEAN産業革新機構（※）の設立を推進しているが、同機構を活用した知的財産分野での協力を強化することにした。

※産業通商資源部主導で設立を進めており、特許庁は同機構に参加して、知的財産の協力を拡大するために産業部・韓国産業技術振興院などと協業を行っている。

ASEANとの技術開発に知的財産が加わると、韓国とASEANの両側にかかなりのシナジー効果を招くと予想され、これを通して韓国企業のASEANにおける技術協力と市場への進出が拡大すると期待される。

特許庁は、ASEAN各国RCEPの知的財産権分野における移行準備状況に関する情報共有を提案し、準備が難しい場合は、特許庁の知的財産権コンサルティング事業を通じた制度・政策の設計支援などが可能であることを説明した。

※ RCEPは、ASEANと韓・中・日のなど15カ国が参加し、全世界のGDPの3分の1を包括するメガFTAであり、2020年11月15日に署名された。

このような協力を通じて、現地に進出する韓国企業の知的財産権保護の基盤をさらに強化することができるものと期待される。

特許庁長は、「ASEANは韓国企業にとって非常に貴重な地域であり、知的財産協力の推進、RCEP妥結などを通じて韓国企業の進出機会を拡大し、知的財産権も効果的に保護することができる」と述べ、「韓国とASEANが共存し繁栄できる基盤を知的財産分野で作り上げていく」と明らかにした。

2-9 韓・中特許分野における審判院長のビデオ会議を開催

韓国特許庁 (2020. 11. 26.)

韓国特許庁の特許審判院は 11 月 26 日 (木曜) 午後 2 時 30 分に、特許庁国際会議室で中国の特許審判院と審判品質の向上と審判協力の拡大に向けたビデオ会議を開催する。

今回のビデオ会議では、両国の特許審判院 (※) の院長が参加し、審判の品質向上のための主な活動内容について議論し、最近新型コロナウイルスにより急増している電子商取引分野における発明の特許性判断について集中し、相互発表と討論を行う。

※ (韓国) 特許審判院、(中国) 国家知的産権局専利復審無効審判部

これまで、両国の特許審判院は、相互審判制度の理解と調和を図るために、毎年、両国のハイレベル会談を開催してきており、今回で 7 回目の会議である。

韓国側では、審判の専門性と審理の充実性を高めるため、2020 年 7 月に施行した、技術分野別・キャリア別に細分化した「審判部組織改編の内容と改編後に予想される効果」について説明を行い、中国側では、「審判品質管理のメカニズムと管理活動」など内容を中心に発表する。

また、最近新型コロナウイルスによる社会的距離の確保の施行により、特許出願が活発になっているオンライン商品売買に関連する発明の特許性判断について、両国の特許審判官が具体的な事例を通じて相互比較することにより、両国間の判断の違いについて理解する時間も持つ予定である。

特許審判院長は、「最近、韓・中・日・アセアンなど 15 ヶ国が参加する東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の協定により、中国との交易拡大に伴って知的財産権の紛争が増加するものと見込まれる。特許紛争を円滑に解決するためには、相互交流を通じて相手国の審判制度を理解することが非常に重要である」とし、「今後も継続的な交流を通じて、両国間の審判制度の改善と発展を図り、知的財産権紛争の予防と効率的な解決策を向上するために努力していく」と述べた。

11月26日、全羅南道の中小企業振興院（務安）で「全南知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁は全羅南道と26日（木曜）午後1時30分に、全羅南道の中小企業振興院（全羅南道務安）で、「2020全南知的財産フェスティバル」をオンラインで開催する。

2020年で6回目を迎える全南知的財産フェスティバルは、優秀企業の広報と知的財産に対する総合相談など、さまざまなイベントが繰り広げられ、知的財産により成長した企業の成功事例を発掘し、成果を拡散させるための「第12回中小企業の知的財産経営者大会」と共に行われる。

イベント期間中には、地域の予備創業者と中小企業の問題点を解決するための法律、マーケティング、創業など各分野の専門家たちのコンサルティングも行われ、技術金融支援のための支援機関（※）と需要者の1:1カスタム相談も行われる。

※中小ベンチャー企業振興公団、技術保証基金、信用保証基金、全羅南道信用保証財団

また、特許、商標、デザインなど、差別化された知的財産により成功した地域有望中小企業の成功ノウハウを共有する「韓国企業のIP-Story（※）」が開かれる。

※特許庁の中小企業支援事業（グローバルIPスター、IPナレ）の優秀事例

この他にも全南地域発明センターの学生を対象に「挑戦ゴールドンベル」のクイズショーを用意して知的財産への関心を高める予定である。

それとともに、今回のイベントでは、全羅南道知的財産の発展に貢献した知的財産有功者を表彰して、特許・デザインなど、自分の才能を寄付して、知的財産に困っている企業を助けた才能寄付者の功労を表彰する授賞式も用意される。

今回のイベントは、特許庁の公式YouTubeチャンネル (www.youtube.com/user/kipoworld) を通じてリアルタイムで中継され、また、特許庁のYouTubeチャンネルである「4時！特許庁」では、全羅南道の主要政策課題について知的財産の観点から話すトークショーが行われる予定である。

社会問題を解決するための「アイデア寄付公募展」成功裏に終了

韓国特許庁は、9月1日(火曜)から10月11日(日曜)までの約6週間にわたって実施した「アイデア寄付公募展」が盛況のうちに終了したと発表した。

今回の公募展は、社会問題に対する国民の関心を高め、参加機関とともに国民のアイデアで社会問題を解決するために開催された。その結果、計340件のアイデアが受け付けられ、特許庁長賞を含む計8チームの受賞者が選ばれた。

特に提案者らは、公募展の受賞作を含む計10件のアイデアを社会問題の解決に一助するために無償で提供し、公募展に参加した機関は、寄付されたアイデアを活用して収益が発生する場合、収益金の3分の2以上を社会に還元することにした。

受賞作の中で最高賞である特許庁長賞には、キム・フンシク、ユ・ウサン氏が提案した「国防部からの排気繊維を活用した多目的パネルの生産と建築資材の軍納への参加」というアイデアが選定された。

今回の受賞作は、衣類などの廃棄衣料のリサイクル率を高め、環境汚染の問題解決に貢献できるという点で高い評価を得ており、該当の課題を公募した参加機関である、セジンプラスにアイデアを寄付した。

それについてセジンプラスの代表は、「ファッション業界は廃棄衣料の埋め立てと焼却による環境汚染問題に関心を持たなければならない」と述べ、「今回の公募展を通じて提供を受けたアイデアに基づいて社会問題を解決できるように最善を尽くす」と伝えた。

特許庁長は、「今回の公募展を通じて、さまざまな社会問題に対する、国民自らのアイデア寄付が行われた」と述べ、「これからも社会のポジティブな変化を導き出すアイデアを自由に提案し、取引できる環境を構築するため、積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

一方、特許庁は新型コロナウイルスの予防および拡散を防止するため、予定された授賞式を省略し、郵便で受賞者に授賞品を渡す予定である。

日・中・韓3カ国における最新の知的財産法律を紹介

韓国特許庁は、12月1日（火曜）午前10時に「第8回日中韓ユーザーシンポジウム」をオンラインストリーミング方式で開催する。

日中韓ユーザーシンポジウムは、毎年開催される日中韓特許庁長官会合の付随行事で、3カ国交代で開催している。2020年は12月1日の午前にユーザーシンポジウムが開かれ、午後に日中韓特許庁長官会合が開催される予定である。

最近の「日中韓における知的財産法律の改正現状」をテーマにした今回のユーザーシンポジウムは、各庁の法律改正を担当する部署の課長が直接発表し、法律改正の意味と効果に対する参加者の理解度が大きく高まると期待される。

日中韓の3カ国は、最近いずれも知的財産の保護水準を強化し、保護範囲を拡大する方向で法律改正を推進しており、今回のシンポジウムは、このような改正事項を3カ国の出願人と共有するために企画されたものである。

韓国の発表者は、2020年12月10日から新たに変わる特許法上における特許侵害損害額の算定方式を紹介し、既に実施中である特許・営業秘密の侵害に対する懲罰賠償制度（2019年7月施行）と商標・デザインに対する懲罰賠償制度の拡大（2020年10月施行）などを説明する。

また、中国の発表者は、第4回中国専利法改正（2021年6月施行予定）によって大幅に改正された医薬品の特許制度を説明し、日本の発表者は、最近改正された意匠法（2020年4月施行）をテーマに発表する。

2020年のシンポジウムは新型コロナウイルスの影響により、オンライン配信方式で3カ国に同時生放送される予定であり、特許庁の公式YouTubeチャンネルまたは日中韓ユーザーシンポジウムの公式サイト（www.tripo.kr）を通じて参加することができる。また、日中韓のユーザーの利便性のために韓国語、中国語、日本語の字幕を提供する予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「日中韓3カ国は、お互いに投資・交流が非常に活発な国であり、出願人が自国だけでなく、相手国の知的財産制度と法令を正確に理解し、そ

れに備えることが非常に重要である」とし、「今後も特許庁は3カ国の知的財産ユーザーが必ず知っておくべき最新情報を適時に提供するために努力していきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 ヘラルド経済新聞（2020年11月25日付き1面・2面）記事に関する説明資料

韓国特許庁（2020.11.26.）

「K-ディスカバリーが特許訴訟の殺到を招く」、「日本の輸出規制を忘れたのか、素材・部品・設備業界『訴訟が10倍以上増える』」に関して、一部において事実と異なる内容がありお知らせします（ヘラルド経済新聞、2020年11月25日付き1面・2面）。

【報道内容】

1. 韓国型ディスカバリーは、裁判に入る前に特許訴訟の当事者が証拠と情報を相互公開して争点を明確にするための制度
2. 11月26日、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会にイ・スジン国会議員の発議案が上程されれば、9月に上程されたキム・ジョンホ国会議員の案とともに法制化が加速すると予想
3. 訴訟が進められる間、顧客社との取引や研究・開発（R&D）などの事業活動が全面中止、日本による輸出規制以降、政府が支援する非公開の研究開発課題が露出される可能性があり、R&D課題の推進保留を避けられない
4. 日本など外国企業の素材・部品・設備企業の特許出願件数は、平均5,653件で韓国企業（平均548件）より10.3倍多い
5. 2019年の輸出規制以降、2020年に素材・部品・設備において日本が韓国を相手に提起した特許訴訟は6件で、2019年の4件より増加
6. 大企業と中小企業間における技術奪取に関する法令（下請法、相生協立法、不正競争防止法）など、活用できる制度があるが、あえてK-ディスカバリーを導入する必要があるかについて指摘

[事実関係および特許庁の立場]

1. 韓国型ディスカバリーは、裁判に入る前に特許訴訟の当事者が証拠と情報を相互公開して争点を明確にするための制度

・裁判に入る前に訴訟当事者が証拠と情報を相互公開するのは、米国式のディスカバリー制度であり、韓国型証拠収集制度とは異なる。

・韓国型証拠収集制度は、ドイツ式の「専門家証拠調査」導入と既存の資料提出命令を強化する方向で立法を議論している。

2. 11月26日、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会にイ・スジン国会議員の発議案が上程されれば、9月に上程されたキム・ジョンホ国会議員の案とともに法制化が加速すると予想

・産業通商資源中小ベンチャー企業委員会への法案上程は、立法議論を開始するための手続きであり、今後産業通商資源中小ベンチャー企業委員会と法制司法委員会の審査を経なければならないため、直ちに法制化するものではない。

※キム・ジョンホ議員案とイ・スジン議員案の併合審査は、まだ決定されていない。

・同法案について業界の懸念があるため、2021年第1四半期まで産業界、経済団体などと懇談会、公聴会（※）などによる十分なコミュニケーションを図り、修正・補完していく計画である。

※イ・スジン議員、特許庁主管で開催予定（12月24日9時30分、国会議員会館第1セミナー室）

3. 訴訟が進められる間、顧客社との取引や研究・開発（R&D）などの事業活動が全面中止、日本による輸出規制以降、政府が支援する非公開の研究開発課題が露出される可能性があり、R&D課題の推進保留を避けられない

・特許侵害訴訟は、販売または商用化された製品などが特許を侵害した場合、その製品や製品を生産する方法に対して提起するものであり、侵害訴訟の対象となる製品に関する活動が影響を受ける可能性があるが、製品開発のための研究開発活動や政府が支援する非公開の研究開発課題は、特許侵害訴訟とは無関係である。

4. 日本など外国企業の素材・部品・設備企業の特許出願件数は、平均5,653件で韓国企業（平均548件）より10.3倍多い

・外国企業の平均出願件数 5,600 件は、半導体設備分野のグローバル Top3 企業が出願した件数であり、これらの 3 社の世界市場シェアは 50.9% (※)。それと比較する韓国企業の出願件数 (平均 548 件) は、半導体設備分野の中小・中堅企業である 6 社で、SEMES (大企業) などの韓国主要企業の出願件数は、除外された数値

※AMAT (Applied Materials、米国)、LAM Research (米国)、TEL (Tokyo Electron、日本) で、売上高基準でグローバル半導体設備市場の 50.9% 占める (2017 年基準、出典 Gartner)

・グローバル Top 3 企業の出願件数と、韓国半導体設備企業の一部の出願件数を比較して韓国国内の半導体分野での特許競争力を判断することは難しい。

5. 2019 年の輸出規制以降、2020 年に素材・部品・設備において日本が韓国を相手に提起した特許訴訟は 6 件で、2019 年の 4 件より増加

・素材・部品・設備分野で日本側が韓国国内外で韓国企業向けに提起した特許侵害訴訟は、2017 年 2 件→2018 年 2 件→2019 年 1 件→2020 年 3 件で大きな変化はない。2020 年に提起された侵害訴訟のうち 2 件は、同じ当事者が同一の特許で米国とドイツで紛争している一つの事件。

「主要国での日韓侵害訴訟の現状」

(単位：件、全体分野 (素材・部品・設備分野))

特許庁・法院	韓国		日本		米国		欧州		中国		計	
	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日	日→韓	韓→日		
侵害 訴訟	2016	4(2)	-	2(0)	-	2(1)	-	-	-	1(0)	1(1)	10(4)
	2017	1(1)	-	-	-	1(1)	-	2(0)	-	-	-	4(2)
	2018	5(1)	-	-	-	-	3(0)	-	-	1(1)	-	9(2)
	2019	3(1)	-	-	1(0)	-	5(0)	-	-	-	-	9(1)
	2020.9.	1(1)	-	-	-	2(1)	-	1(1)	-	-	-	4(3)
計	14(6)	-	2(0)	1(0)	5(3)	8(0)	3(1)	-	2(1)	1(1)	36(12)	

6. 大企業と中小企業間における技術奪取に関する法令 (下請法、相生協力法、不正競争防止法) など、活用できる制度があるが、あえて K-ディスカバリーを導入する必要があるかについて指摘

・現在、韓国型証拠収集制度の導入を推進している特許法は、特許として登録された権利を保護する制度であり、相生協力法、不正競争防止法などは秘密などで管理された経済的価値を持つ技術情報、営業秘密などを保護するためのものであり、保護対象が異なる。

7. 特許庁は今後、財界、業種別の団体などと幅広く疎通し、予想できる問題点を最大限補完して中小企業への支援策を設ける計画である。

・半導体・ディスプレイ産業協会などを中心に、財界、業種別団体、法曹界、素材・部品・設備企業などとの疎通を進めており、その過程で提示された意見を検討して予想できる問題点を最大限補完する計画である。

- 財界：大韓商工会議所、全国経済人連合会、韓国経営者総協会、中小企業中央会、韓国中堅企業連合会、イノビズ協会、韓国ベンチャー企業協会など

- 業種別団体：半導体、ディスプレイ、情報通信産業、製薬・バイオなど

- 法曹界：大韓弁護士協会、韓国知的財産弁護士協会、大韓弁理士会など

・韓国企業が予期せぬ被害を受けないように、(1)「知財権紛争対応センター」を新設(2020年11月)、(2)紛争モニタリングの強化および紛争対応戦略の支援拡大(素材・部品・設備企業を優先的に支援)、(3)強力な特許創出の支援(知財権と連携した特許開発戦略(IP R&D)の活性化、特許確保支援)および中小企業向けの特許教育の拡大など、総合的な支援策を関係部処と連携して確立していく計画である。

3-2 特許庁、「知財権紛争対応センター」を11月27日に発足

韓国特許庁(2020.11.26.)

国際知財権紛争でK-特許、K-ブランドを守る

KAISTの素材・部品・設備技術諮問団との業務協約によりシナジー効果を期待

日本など海外企業の特許攻撃に備えて、韓国の輸出企業を支援する知的財産権紛争における専門組織が発足する。

韓国特許庁は11月27日(金曜)午後2時に韓国知識財産保護院に「知財権紛争対応センター」(以下、「対応センター」)を開所し、韓国輸出企業の知的財産権紛争における対応支援を強化していくと発表した。

最近のグローバル貿易紛争、新型コロナウイルスのパンデミックなどにより、韓国企業の国際知財権紛争が問題化されている。特に 2020 国政監査と一部のマスコミでは、素材・部品・設備技術の国産化過程で基盤特許を多数保有している日本企業と韓国企業との間の特許紛争に対する強い懸念を提起した。

そのため特許庁は、素材・部品・設備分野を含めた韓国企業の特許紛争および K-ブランド侵害などの問題に効果的に対応するための組織として「知財権紛争対応センター」を発足し、支援を強化していく計画である。

[「知財権紛争対応センター」開所式の概要]

- ・日時/場所：2020年11月27日（金曜）14時～14時40分/韓国知識財産センター
- ・参加：キム・ソンファン国会議員、キム・ヨンレ特許庁長、カン・ギョンソン産業部産業政策室長、チョン・ヨヌ特許庁産業財産保護協力局長、チェ・ソンリユル KAIST 素材・部品・設備技術諮問団長、クオン・ピョンオ KOTRA 社長、ホン・チャンウォン大韓弁理士会長、ソ・スンウォン中小企業中央会常勤副会長、キム・ソングァン韓国知識財産保護院長、コ・ジュンホ韓国発明振興会常勤副会長、キム・テマン韓国特許戦略開発院長、カン・キョンホ韓国特許情報院長

対応センターは、(1)素材・部品・設備の特許紛争に対するワンストップ支援、(2)素材・部品・設備技術諮問団との特許紛争支援の協業、(3)海外での K-ブランド侵害防止に対する支援などを重点に推進する。

1. 特許紛争における可能性の診断から侵害訴訟対応まで「ワンストップ支援」

素材・部品・設備の紛争現状を把握するために、紛争モニタリングをする国を米国から日本、欧州、中国でまで拡大し、侵害訴訟だけでなく無効審判、異議申請情報まで収集する。

特許紛争モニタリングで把握した素材・部品・設備企業に優先的に紛争対応戦略を支援する予定であり、素材・部品・設備へのカスタマイズ型支援プログラムを新設し、支援限度および回数を拡大（※）し、選定基準も緩和する。

※最大3年（訴訟段階の変化を考慮）、年間1億ウォン限度内で支援するなど

素材・部品・設備における中核企業を対象に、紛争を事前に防ぐことができよう、韓国知識財産保護院の紛争専門家（Project Manager）の特許紛争事前診断サービスも提供する計画である。

2. 素材・部品・設備紛争諮問団を運営-KAIST 技術諮問団と協業

特許紛争の発生や発生リスクのある素材・部品・設備企業を対象に、特許紛争初動相談を提供して紛争対応戦略を確立する場合、アドバイスを提供できる素材・部品・設備特許紛争諮問団を運営する。

紛争諮問の専門性を高めるために、KAIST 素材・部品・設備技術諮問団と協業する計画であり、韓国知識財産保護院は当日の対応センター開所式に先立ち KAIST と「素材・部品・設備産業における知財権保護業務協力に向けた協約」を締結する。

KAIST の技術諮問団は、紛争対応戦略を検討する段階で評価委員として参加したり、紛争対象になる特許の先行技術に対する専門的な助言を提供したり役割を行う予定である。

3. 海外における K ブランドの侵害について遮断支援

海外商標ブローカーによる商標無断先取りと海外オンラインショッピングモールで流通される偽造商品に対するモニタリングも、中国から ASEAN6 カ国にまで拡大する。

モニタリング以降、無断先取りされた商標に対する異議申立て、無効審判などの法的対応と偽造商品のオンライン流通遮断、行政取締り及び警告状の発送などの後続処置支援も強化する。

また、海外商標ブローカーなどによる被害現況を把握し、被害企業間の共同対応体系を構築して効果的な紛争解決を支援する。

国会の産業資源中小企業ベンチャー委員会の委員長は、「日本の輸出規制に対応して、素材・部品・設備技術の自立化のための努力をすればするほど、日本企業との紛争の恐れが大きくなる」とし、「技術自立化の最後の関門である特許紛争に対し徹底的な準備が必要であり、「知財権紛争対応センター」がその中心に立って韓国企業の頼もしい保護膜になることを期待する」と明らかにした。

金国会委員は、「今年の初めに、日本企業が韓国企業を相手に素材・部品・設備技術の特許侵害訴訟を提起するなど、日本の特許攻撃はすでに始まった」とし、「日本の特許攻撃を防ぐためには、紛争対応に脆弱な中小企業への十分な支援が行われるべきであり、政府はこのような点を鑑み、対応センターを運営しなければならない」と助言をした。

韓国特許庁長は、「KAIST の素材・部品・設備の技術専門家と対応センターの特許紛争専

門家を活用し、対応センターが素材・部品設備などの韓国企業の知財権紛争 이슈対応にまともに役割を果たすことができるよう最善を尽くしたい」と明らかにした。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、「2020 D2B デザインフェア授賞式」を開催

韓国特許庁（2020. 11. 30.）

大進大学の学生、マスク殺菌機能の空気清浄機を出品して大賞を受賞

韓国特許庁と韓国貿易協会は、2020 D2B (Design to Business) デザインフェア賞を12月1日（火曜）午後2時にオークウッドプレミアホテルで開催する。

2020年で15回目を迎える「D2B デザインフェア」は、優れたデザインを企業に提供し、デザイン権を通じてロイヤリティを確保する差別化された公募展である。

過去10年間で計415件の受賞作品が選ばれ、このうち32件はライセンスの契約が締結され、契約に基づいてロイヤリティを受けた。

今回の授賞式では、優秀な成績を収めた学生の奨励、優秀事例の発表、ライセンス契約などが行われる予定である。新型コロナウイルスの拡散を防止するために参加者を最小化し、開催される。

新型コロナウイルスの状況にもかかわらず、歴代最も多い95校が参加し、3,655点のデザインアイデアが出品され、熾烈な競争を繰り広げた。

※直近3年間の参加実績：(2018) 75大学→(2019) 65大学→(2020) 95大学

最終審査の結果、大賞（産業通商資源部長官賞）に大進大学のパク・ビョンギョ、オ・ヒョンジュン
学生が受賞の荣誉に浴するようになった。

大賞受賞作は、「マスク殺菌機能の空気清浄機（SO; DOCK）」で、既存の空気清浄機にマスク消毒・殺菌機能を組み合わせた作品である。生活の必需品となったマスクを衛生的にリサイクルすることができ、実用的であるという高い評価を受けた。

金賞は弘益大学のコ・クックヒ、パク・チョンウン学生の食品包装容器のデザイン、淑明女子大学のチョン・ウンジ、チェ・ジウン学生の「生理カップのコンパクター」、湖西大学のペク・ジユ学生の全身乾燥機「エアーループ」など計45点の優秀デザインが受賞作に選ばれた。

当日の金賞受賞者である湖西大学のペク・ジユ学生と現代・起亜自動車の社内ベンチャーから独立したスタートアップ「POLED」は、ライセンス契約を締結する予定である。

POLEDの代表は、「D2B デザインフェアは、企業が必要とする斬新で優れたデザインを発見できる良い機会である」とし、「最近、個人衛生・健康を重視するライフスタイルの変化に応じて、皮膚の健康を維持することができるボディドライヤーを商品化する計画である」と述べた。

※ボディドライヤー：間接風でシャワーの後で簡単に体を乾かすことができる家電

特許庁の産業財産政策局長は「D2B デザインフェアは、消費者の感性を捕らえるデザイン経営が重要な時代に、産学協力の良いモデルである」とし、「今後も特許庁は、斬新なデザイナーのアイデアが知的財産としての価値として認められるように継続的に支援する計画である」と述べた。

4-2 流行りに乗ってデザイン登録も迅速に行います

韓国特許庁 (2020. 11. 30.)

カバン・アクセサリなど、一部審査対象の物品を拡大

特許庁は12月1日からデザイン一部審査の出願(※)が可能な物品を既存の3つの物品類から7つの物品類に拡大すると発表した。

※流行のサイクルが短く、模倣が容易な物品のデザイン出願について、一定の要件のみを審査して

できるだけ早く権利を付与し、デザイン権活用の実効性を高めるために運営する制度

具体的には、既存の衣類、織物と文房具に属するデザイン出願についてのみ適用していたデザインの一部審査制度が、食品、身の回り品、包装容器とジュエリー・アクセサリ類などに拡大して適用される。

これにより、全体のデザイン出願件数において一部審査出願が占める割合が、全体出願の20%から約35%に高まると予想される。

「デザイン一部審査登録出願対象の拡大（2020年12月1日施行）」

既 存				+	追 加			
物品の分類	2類	5類	19類		1類	3類	9類	11類
代表物品	衣類	織物地	文房具		食品	バッグ・ 雑貨	包装容 器 ジュエリー・ アクセサリー	

そして新型コロナウイルスの状況にもかかわらず、2020年に一部審査出願が大きく増加したことが分かった。10月までのデザイン審査出願は、前年同期比4.4%（2019年4万4,989件→2020年4万2,911件）減少したのに対し、一部審査出願は24.2%（2019年9,000件→2020年1万1,307件）も増加したことが分かった。

その理由は、2019年12月からデザイン一部審査の出願については、迅速な権利確保と活用という制度的な趣旨を生かして迅速審査（※）を実施したため、出願人の満足度が高かったからであると判断される。

※迅速審査の実施により出願書類に欠陥がない場合は、出願日から10日以内に登録が可能

今回拡大されるデザイン一部審査の出願も同様に迅速審査が適用され、出願書類に特に問題がなければ出願日から10日に以内に登録を受けることができる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「製品のサイクルがますます速くなり、一部審査品目の拡大について、関連業界から継続的に要求があった」とし、「今回の拡大施行により、企業の迅速なデザイン権の確保と事業化に役立つことを期待する」と明らかにした。

その他一般

5-1 巻いたり開いたり、ローラーブルタッチスクリーン関連の特許出願が急増

韓国特許庁 (2020. 11. 16.)

普段は、スマートフォンの画面をスクロールのように巻いて持ち歩き、必要な時に広い画面に開いて使える日も近いだろう。

ローラーブルタッチスクリーン (※) は、くるくる巻ける形のタッチスクリーンであり、携帯しやすく大型画面で見ることができるため、スマートフォン、テレビ、ウェアラブル機器、ノートパソコン、ゲーム機などに、その適用範囲が拡大すると予想される。

※ローラーブル：巻物のように巻いたり、開いたりすることができる形態

タッチスクリーン：手やペンでタッチして、コンピュータに特定のコマンドを送る入力装置

韓国特許庁によると、ローラーブルタッチスクリーンに関する特許出願が、ここ 8 年間 (2012～2019 年) で計 153 件が出願された。2012 年の 3 件から 2013 年 6 件、2014 年 3 件でわずかな件数だったが、2015 年度の 15 件から徐々に増加して 2018 年には 29 件が出願され、2019 年には 55 件で急激に増加したことが分かった。

詳細技術分野別の特許出願動向 (2012～2019 年) をみると、タッチ電極、センシング法および構造などタッチセンサーに関する出願が 58 件 (38%) で最も高かった。タッチデータのノイズ除去、補正などタッチデータ処理に関する出願が 39 件 (25%)、インターフェイスの出願が 26 件 (17%)、ハウジングに関する出願が 15 件 (10%)、タッチ層保護に関する出願が 9 件 (6%)、タッチ基板素材関連の出願が 6 件 (4%) の順であった。

出願人別における特許出願分布を見ると、大企業 (76%)、中小企業 (12%)、大学の研究機関 (4.5%)、個人 (4.5%)、外国企業 (3%) の順で、大企業が特許出願を主導していることが分かった。

今後、ローラーブルスマートフォンの発売を控えて、サムスン電子、LG 電子などの大手企業がローラーブルタッチスクリーン技術の研究開発に注力してきた結果により、特許出願が増加したと解釈できる。

多数の出願登録を行った出願者を見ると、サムスンディスプレイが 38 件、LG 電子が 37 件、サムスン電子が 20 件、LG ディスプレイが 17 件、AHA 情報通信が 4 件、住友が 4 件、

Dongwoo Fine-Chem が 3 件、LG イノテック、韓国科学技術院、嶺南大学がそれぞれ 2 件の順であった。

特許庁のコンピュータ審査課長は、「新型コロナウイルスの影響で、経済的に苦勞している状況の中でも、技術イノベーションと研究開発を通じてローラーブルタッチスクリーンの新たな市場を主導し、関連分野の知的財産権を確保することで技術の主導権を握り、さらに堅固にしていかなければならない重要な時期である」と強調した。

5-2 新型コロナ危機にも韓国の国際特許出願 (PCT) は歴代最高を記録中

韓国特許庁 (2020. 11. 17.)

デジタルトランスフォーメーション・非対面関連技術の出願が活発

韓国特許庁は、世界的な新型コロナウイルスの危機の中でも、韓国特許庁に出願された PCT 出願件数 (※) (2020 年 10 月基準) は前年同期 (※※) に比べて 3.7% 増の 1 万 5,231 件で過去最大を記録したと明らかにした。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) 条約に基づき、一つの出願書を受審官庁に提出すれば PCT 加盟国 (153 カ国) に特許を出願した効力が与えられる。

※※2016 年 10 月 (1 万 2,417 件)、2017 年 10 月 (1 万 2,205 件)、2018 年 10 月 (1 万 3,140 件)、2019 年 10 月 (1 万 4,684 件)

2020 年の年間 PCT 出願件数も過去最高値を更新すると予想される。

国際比較が可能な 8 月末までに公開された PCT 出願の増加率 (※) でも、韓国は著しい上昇傾向を見せた。

主要な上位 10 カ国のうち、出願増加率 (2020 年 8 月基準) は中国 (25%) に次ぐ 2 位 (4.6%) で高い数値を見せた。韓国の増加傾向に比べて、日本、米国の PCT 出願件数 (2020 年 8 月基準) は、それぞれ 3.9%、0.1% 減少し、対照的な傾向を見せた。

※WIPO の公式 PCT 国際出願件数は、2020 年 8 月末まで公開

韓国における PCT 出願件数の増加 (2020 年 10 月) は、新型コロナの状況でも韓国企業や大学が海外市場に進出するために知的財産権を先に獲得し、グローバルにおける知的財産競争力の確保に向けて積極的に乗り出したからであると分析される。

出願人の類型別でみると、大企業（4.3%増）、中小企業（2.0%増）、大学（16.7%増）の出願がすべて増加し、産業界と学界いずれも国際レベルの知的財産権を確保するために取り組んでいることが分かった。

2020年は新型コロナの危機により、主要先進国のマイナス成長が予測される中で、韓国のPCT出願件数は歴代最高値を更新すると予想され、景気回復および将来に成長に対するポジティブな兆し（注1）が見えている。

実際に第3四半期（2020年7～9月）の韓国の経済成長率は1.9%成長（※）して回復傾向を見せている。第1四半期（-1.3%）と、第2四半期（-3.2%）はマイナス成長を続けたが、第3四半期は2%近く反騰し、景気回復に対する期待が高まっている。

※韓国銀行、第3四半期の実質国内総生産（GDP）成長率発表（2020年10月27日）

技術分野別の特徴をみると、最近のデジタルトランスフォーメーション・非対面に関する技術分野の出願が活発になっている。

全体のPCT出願の中で、デジタルトランスフォーメーションと非対面に不可欠な技術分野であるデジタル通信、コンピュータ技術、オーディオ・映像技術に関する出願の割合が、最近3年間持続的に増加している。

特許庁は知的財産の出願支援ファンドを造成して海外出願費用を支援しており、新型コロナの被害を受けた地域の中小企業に対する国際調査料を減免するなど、韓国企業における海外知的財産の確保を支援している。

さらに、これからも中小企業の国際特許出願の手数料減免、世界知的所有権機関（WIPO）との共同説明会・セミナーをはじめとする教育・広報などを推進する計画である。

特許庁の特許審査企画局長は「国際特許出願の増加は、新型コロナウイルスが拡散して以来、韓国における知的財産権の確保と技術競争力の強化に非常にポジティブな兆しである」とし、「特許庁はポストコロナ時代に、韓国企業が積極的に海外市場に進出して、デジタルトランスフォーメーション時代をリードできるよう継続的に支援していく」と述べた。

注1 米国、日本などのG7参加国で特許権数の割合が1ポイント増加すると、1人当たりのGDP成長率も0.65%増加し、特許成長が経済成長を促進すると分析される(MPRA Paper、2011)

5-3 環境にやさしいエネルギー保存倉庫、スーパーキャパシタの出願が活発

韓国特許庁(2020.11.23.)

韓国政府が韓国型ニューディール政策を発表、米国バイデン大統領候補がグリーンニューディールの公約を発表するなど、環境にやさしいエネルギーに対する関心度が高くなっている中、環境にやさしいエネルギー産業の重要部品であるスーパーキャパシタの特許出願も日増しに増加している。

特許庁は、スーパーキャパシタ関連の特許出願が、2013年までは年平均80件以下に過ぎなかったが、2014年を基点に急激に増加し、直近5年間(2014~2018年)は年平均122件が出願されていると明らかにした。

[スーパーキャパシタ]

・スーパーキャパシタは、電極と電解質界面への単純なイオン移動や表面化学反応による充電現象を利用するエネルギー保存装置である。

- 風力、太陽光、電気自動車などでは、高速充放電および反復的な充放電に対応する大容量のエネルギー保存装置を必要とする。しかし、既存のキャパシタは、容量が小さいという限界があり、二次電池(リチウムイオン電池)は、高速充放電が難しく、反復的な充放電により寿命が短くなるという欠点を持っていた。

- しかしながらスーパーキャパシタは、一般的なキャパシタに比べて単位面積当たり、数十倍以上多くのエネルギーを保存することができ、リチウムイオン電池と比較すると、高速充放電、半永久的寿命などの優れた特性を持っている。

・これらの特性でスーパーキャパシタは、未来環境にやさしいエネルギー保存装置として脚光を浴びているが、全世界の市場規模も2017年3,136百万ドルから2023年1万4,116百万ドルまで急激に成長するものと予想される。

最近10年間における詳細技術別の特許出願動向を見ると、電極関連技術(548件、56%)、モジュールおよびケースに関連する技術(229件、23%)、電解物質に関連する技術(116件、12%)の順であった。

電極関連では、電極材料と製造方法、電極構造等に関する技術が多数出願された。モジュールとケース関連では、セル・バランスング、保護回路、温度制御、信頼性の向上のために研究開発が継続されていることが分かった。

出願人の類型を調べてみると、韓国国内企業（39%）、韓国大学・研究所（36%）、外国企業（21%）、外国大学・研究所（3%）の順であった。素材開発および特性改善などの研究が必要な分野であるだけに、企業だけでなく大学や研究所の出願も多数あることが分かった。

特許庁の電気通信技術審査局長は、「環境に優しい政策および二酸化炭素の排出規制に関連する製品と再生可能エネルギーへの要求が大きく、スーパーキャパシタは次世代エネルギー保存装置として、その需要が増加すると見込まれる」とし、「未来産業の重要部品であるスーパーキャパシタの技術競争力を確保するために、産業界、学界と政府による、継続的な協力と積極的な投資が必要な時期である」と述べた。

5-4 未来型認証技術の特許出願が増加

韓国特許庁（2020. 11. 23.）

公認認証書に代わる分散型 ID 技術の特許出願が相続く

新型コロナウイルスによる非対面業務の拡散と公認認証書の廃止を盛り込んだ電子署名法の全面改正案が 2020 年末に施行され、本人確認手段である公認認証書に代わる次世代認証技術に対する関心度が高くなった。これに伴い公認認証書に代わる未来型認証技術の特許出願も増加している。指紋や虹彩、顔、静脈などを利用した生体認識技術、ブロックチェーンを利用した顧客識別情報を分散保存する分散型 ID (DID) 技術が、ポスト公認認証書技術として関心を集めている。

韓国特許庁によると、公認認証書に代わる未来型認証技術の特許出願が活気を浴びているものと示された。2015 年 123 件から 2019 年 222 件に、年平均 16%増と調査された。

公認認証書に代わる未来型認証技術は、生体認識技術と最近注目を受けている分散型 ID 技術が特許出願を主導している。

【公認認証書】

公認認証書は 2001 年電子政府法の発効後、最近までインターネットバンキング利用時に必ず必要な認証方法の一つであった。しかし、公認認証書は別途の保存装置に保存し

なければならず、アクティブ X などの追加プログラムの設置が必要であるなどの問題がこれまで指摘され、結局、「公認認証書のみ使用しなければならない」という規定がなくなったのである。

細部技術別の特許出願動向を調べて見ると(2015年～2019年)、人体認識技術は、2015年123件から2019年208件に年平均14%増を見せている。生体認識技術は指紋や虹彩、顔、静脈などの人体の生体情報の中の一部を利用しているため複製が難しくセキュリティが高い技術である。スマートフォン、金融決済等が大衆化し、着実に特許出願が続いている。

分散型 ID 技術は最近注目を受け、2019年14件から2020年9月まで36件に、特許出願が急増している。分散型 ID 技術は姓名、住所、住民登録番号などの個人情報を活用し、暗号化された個人識別情報がブロックチェーン技術を通じて偽変造されていないことを検証する技術である。有望な技術であるだけに、分散型 ID 技術の市場主導権競争も熾烈である。マイクロソフトと IBM のようなビッグテック企業も足早く分散型 ID サービスの開発に飛び込んでいる状況である。

出願人別の特許出願動向を調べて見ると(2015年～2020年9月)、中小企業の出願が47%(456件)で半分以上を占め、特許出願を主導しているものと調査された。これに続き、大企業21%(203件)、外国法人11%(111件)、大学研究所10%(99件)、個人8%(80件)などの順で出願が続いている。

特許庁の電子通信技術審査局長は、「認証技術はポストコロナ時代において非対面サービスの必修要素である。今後、認証技術は既存の公開鍵基盤(PKI)、生体認識および分散型 ID 技術などが互いに連携されて活用するものと予想され、これに関連する強い知財権の確保が必要である」と述べた。

5-5 タイヤの磨耗による PM2.5 を特許技術で減らす

韓国特許庁 (2020. 11. 30.)

・PM2.5の予防に向けた、タイヤの耐摩耗性技術に関連する特許出願が続く

※タイヤの耐摩耗性に関連する特許出願(年平均件数):2010～2019年に30件以上

・最近、タイヤに捕集フィルターを設置し、タイヤから発生する埃や大気中のPM2.5を除去する「タイヤのPM2.5フィルタリング技術」の出願が活発

※タイヤのPM2.5フィルタリングに関連する特許出願(累積):2010～2014年(0件)→2015～2019年(6件)

有害ガスを排出しないエコカー（電気自動車または燃料電池自動車）も、タイヤから PM2.5 が発生しており、その予防や除去することができるタイヤの耐摩耗性に関連する技術の出願が継続されている。

「タイヤの耐摩耗技術」

タイヤの耐摩耗性に関連する技術は、タイヤの素材や物性を変化させるゴム組成物の技術、路面に接するタイヤ接地面（トレッド）の溝形状を調節するパターン設計技術、トレッドの断面形状または角度などを調節して剛性を改善するタイヤ構造技術に区分される。

韓国特許庁によると、タイヤの耐摩耗性に関連する技術の特許出願は、2010 年から 2019 年まで、年平均 30 件以上が継続的に申請されていることが分かった。

2010 年から 2019 年までの技術分野別における特許出願の割合を見ると、ゴム組成物技術 331 件 (76%)、パターン設計技術 63 件 (14%)、タイヤ構造技術 37 件 (9%) と調査された。

出願人別に見ると、韓国人が 267 件 (61%)、外国人が 170 件 (39%) で韓国人が特許出願を主導した。

韓国人は大企業 167 件 (38%)、中堅企業 83 件 (19%)、中小企業 9 件 (2%)、個人 5 件 (1%)、大学および研究機関 3 件 (1%) の順で、大・中堅企業が大部分 (57%) を占め、外国人の中では日本が 133 件 (30%)、フランスとドイツがそれぞれ 11 件 (各 3%) であった。

一方、最近タイヤや大気中の PM2.5 を捕集する「タイヤの PM2.5 フィルタリング技術」が新規出願され始め、注目を浴びている。

※関連技術の特許出願(累積)：2010～2014 年(0 件)→2015～19 年(6 件)

すなわち、車の運行中に発生する PM2.5 を捕集できるようにタイヤスポーク部内のセルに吸着フィルターを設置して PM2.5 を収集・除去する技術が代表的な事例である。

特許庁の自動車審査課長は、「国民の健康に大きな危険となる PM2.5 への対策が重要性を増しており、タイヤの PM2.5 予防または低減技術の開発が活発に行われる」と予想した。

韓-マレーシアの「特許審査ハイウェイ (PPH、Patent Prosecution Highway)」
プログラムが12月1日から施行

今後、マレーシアにおける特許取得期間が4年から1年に短縮される。韓国特許庁は、韓国企業がマレーシアの市場進出時に、知的財産権を最も迅速に獲得できるよう、2020年12月1日からマレーシアと「特許審査ハイウェイ (PPH、Patent Prosecution Highway)」プログラムを実施すると明らかにした。

マレーシアは2021年の経済成長率の見通しが7.8%であり、ASEAN諸国の中で最も高く、世界銀行が発表するビジネス環境のランキングでも190カ国のうち12位に上がった「第2のベトナム」として浮上している市場である。

PPHとは、出願人が同一の発明を2カ国以上の特許庁に出願し、いずれかの国で登録決定書または特許可能通知書を受け取った場合、これをその他の国に提出して、高速審査を申請する制度である。

韓国の対ASEAN輸出の過半がベトナムに偏っている中で、マレーシアはGDP1万ドルを超える、ベトナム以外の唯一のASEANの国である。輸入市場規模が2,000億ドル(約222兆9,000億ウォン)を上回っており、人口が3,000万を超える市場として評価されている。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム